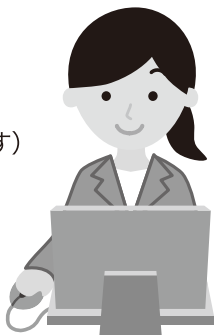


平成27年度 上毛町臨時職員募集

産業振興課一般事務補助

◎採用予定人数/1 名

- 職 務 上毛町役場産業振興課の一般事務補助
(簡単なパソコン操作ができる方)
- 年齢要件 平成28年2月1日現在で40歳未満の方
- 任用期間 2月1日(月)～3月31日(木)
- 勤務時間 月～金曜 8:30～17:15
- 休 日 土・日・祝日及び任命権者の指定した日
- 賃 金 月額 6,200円
- 保険適用 労災保険、雇用保険
- 応募方法 履歴書(写真貼付)を産業振興課に提出してください。
- 受付期間 1月5日(火)～15日(金)
8:30～17:15
(土、日、祝日を除く)
- 選考方法 書類審査及び面接
(面接日は後日通知します)
- 問い合わせ先
産業振興課 農地係
TEL 72-3111 (内線184)



平成28年度 第1回県営住宅 入居者募集について

募集対象団地及び募集戸数など詳細については、募集案内書をご覧ください。

- 募集案内書配布期間及び申込受付期間
2月29日(月)～3月8日(火)(申し込み手数料は不要)
- 募集案内書配布場所
県内の各市役所及び町村役場など
- 問い合わせ先
県住宅供給公社県営住宅管理部管理課
TEL 092-781-8029

新しい教育委員が決まりました

任期満了に伴い、12月議会定例会にて同意をされ、12月11日に任命されました。

みやの まさし
宮野 仁 氏(新任)

微力ながら、町教育行政の発展のため尽力したいと思います。



町営住宅入居者を募集します

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。
入居を希望される方は期限内に役場住民課にお申し込みください。

団地名	野間団地、新池団地
募集戸数	各 1 戸
団地場所	野間団地: 上毛町大字東下1440番地1 新池団地: 上毛町大字垂水1764番地
家 賃	所定の算出方式による
入居予定日	平成28年2月1日(月)

- 入居者資格
(上毛町営住宅条例第5条及び第6条、同条例施行規則第2条による)
 1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
 2. 収入月額が158,000円以下であること。
※収入月額とは同居しようとする世帯全員の所得合計額から扶養家族の諸控除を差引き後の金額の12分の1です。
 3. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
 4. 国税、地方税などを滞納していない者であること。
 5. 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。(同居または同居しようとする親族も含む)

■入居者の決定方法 選考または抽選

◎申込受付期間 1月4日(月)～15日(金)
8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

●申し込み・問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)

たかが10年、されど10年。合併前に遡りますと、当時は、吉富町を含む築上東部3カ町村という枠組みで合併に向けての準備が粛々となされていました。予定されていた新町の名称は、大富町、その他始どの協定項目が決定していく中で唯一新町の庁舎の位置だけの調整がつかず決裂し、今の上毛町(新吉・大平の2村合併)となったことは、記憶に新しいところです。

私自身、当時の合併協議会委員の一人として川の流れが一つであるこの地域をまとめることができなかった責任を感じていますし、だからこそこの2村合併により誕生した上毛町を九州一輝くまちにしたいという使命が芽生えたと思っています。

地域の政治に概ね20年間関わらせていただき、強く感じますことは、生活者の視点でまちづくりを考えていかなければならないということです。

生活圏には県境も自治体の枠もなく、人は便利な方へ自由に動くものであり、

新年明けましておめでとうございます。

上毛町民の皆様には、希望に満ちた輝かしい新春を健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃から町政の運営に温かいご理解とご支援を賜り、心から感謝申し上げます。

年頭にあたり、本町の一層の躍進を期して、新春の気がみなぎるのを覚えますとともに、町民の皆様の付託に応えるべく改めてその責任の重大さを肝に命じ、町政の発展に心血を注いでまいる決意を新たにしたいところであります。

さて、早いもので、上毛町も平成17年の合併以来10年が経過いたしました。私達は過去の歴史に学び、その上で将来ビジョンを明確に示し、次世代の為に未来を開拓していくべきと考えています。

人の行動やそれに伴うお金の流れ、更には個人の住居も同様に中津市を中心に町外へ流れる傾向にあります。山国川で線引きされた県境や自治体の線引きは本町にとって大きな障害となっていることは事実です。役場から最寄りの中津駅まで車で10分、唐原からイオンモール三光はすぐそこに見えているわけですが広域圏は上毛から北九州空港のある苅田までが京築という枠でひとくくりになっています。こうした過去に何気なく決められたような枠組みが子ども達の進学にも弊害となっていますし、生活圏としてのインフラも決して効率は良いとは言えず、自治体間、あるいは自治体内でも格差が生じています。そうした不条理等踏まえ本町では生活圏の「地方創生」をテーマに「こうげ」という大地のキャンパスにスケールの大きな夢を描いていくことといたしました。その描き始めが大池公園周辺です。

山林や池は多いが海はなく、人口も雇用も少ない小さな町ではありますが、小さくても大きな夢は持てます。そして、その夢は必ず叶うと確信します。小さな町がバラバラでは不可能ですが、心を一つに結束すれば、大きな夢も実現可能になります。昨年、この地域にとって最大のニュースといえば、3月に待望の東九州道上毛PA・SICが整備されたことでしょう。今年は、春を目途に全線が開通いたします。地方創生は一言で言えば人口減少社会の人口争奪戦です。単なる通過点で終わるのか、これを活用し今後の発展に繋げていくのか、地域の情熱と結束次第といえます。この上毛町が近未来において「九州一」人が輝くまち、住みたいまちとなって将来誰もが町を誇りに思い、国や県に対しても堂々と物申せる自立した町を構築すべく、これからの10年は「夢」や「理想」から「計画」「実行」へステージアップし、若者が集まる魅力あるまちを実現してまいりたいと考えています。どうか皆様方におかれましては、上毛町民としての誇りを胸に共に心を一つに上毛町を支えていただければ幸いと存じます。

結びにあたり、この一年が皆様にとりまして夢と誇りのもてる素晴らしい一年となりますことを心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

20歳から国民年金

日本に住む 20 歳から 60 歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障がいが残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないことがありますので、「あの時に…」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。加入の手続きは、住民課もしくは年金事務所へお尋ねください。(20歳前に就職して厚生年金などに加入中の方は、加入手続きは不要です)

なお、学生の方や、収入が少なく保険料の納付が困難な方の場合、 「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など、保険料の支払いを猶予する制度がありますので、加入手続きと併せて申請してください。

- 問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)
小倉南年金事務所 TEL 093-471-8869

